

台湾産の *Tomato mottle mosaic virus* 宿主植物への対応について

1. 経緯

- (1) 令和3年2月、台湾が発行した検査証明書に台湾産と記載されたピーマン種子を検定した結果、*Tomato mottle mosaic virus* (ToMMV。植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の2の41項(輸出国での精密検定実施)で規定する検疫有害植物であり、台湾は対象地域として規定されていない。)を検出。
- (2) 3月16日付け日本側書簡により、台湾に対し、当該事例を踏まえ ToMMV に対する輸出時の精密検定を求める方針であることを通知。
- (3) 4月20日付け台湾側書簡にて、調査の結果、当該種子の原産地はベトナム及びミャンマーであること、検査証明書に記載する原産地の確認を強化することを報告。
- (4) 4月28日、台湾産の規則別表2の2の41項に掲げる植物に対する ToMMV を対象とした輸入検査時の検定を開始。
- (5) 11月26日、輸入検査において台湾産トマト種子から ToMMV を検出。

2. 対応

- ・ 昨年11月の輸入検査での検出事例を受け、台湾に対し、令和4年1月16日以降、同地域産の規則別表2の2の41項に掲げる植物(以下「対象植物」という。)について、同項に基づく精密検定の実施及び検査証明書への追記を要請。
- ・ 令和4年1月16日以降に発行された本ウイルスに係る追記がされていない検査証明書を添付し輸入された対象植物については、廃棄又は返送の措置。
- ・ 一方、令和4年1月15日までに発行された検査証明書に本ウイルスに係る追記がない場合は、引き続き、輸入検査時に植物防疫所において精密検定を実施。

3. その他

台湾産の対象植物を第三国から輸入する場合も当該対応の対象となるため、第三国から輸入する場合、台湾又は再輸出国において規則別表2の2の41項に基づく精密検定の実施及び検査証明書への追記が行われるよう、輸出者との調整を徹底いたしたい。